

議案第 37 号

世田谷区立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 使用料の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

世田谷区立男女共同参画センター条例（平成2年11月世田谷区条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表研修室1の項中「810円」を「1,050円」に、「1,080円」を「1,400円」に改め、同表研修室2の項中「300円」を「390円」に、「400円」を「520円」に改め、同表研修室3の項中「810円」を「1,050円」に、「1,080円」を「1,400円」に改め、同表研修室4の項中「300円」を「390円」に、「400円」を「520円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。